

○社団医療法人の定款例（「医療法人制度について」（平成 19 年医政発第 0330049 号）別添 1）の一部改正

（下線の部分は改正部分）

改正後		改正前	
別添 1		別添 1	
<p>社団医療法人の定款例</p> <p>医療法人〇〇会定款</p> <p>第 1 章 名称及び事務所</p> <p>第 1 条～第 2 条 （略）</p> <p>第 2 章 目的及び事業</p> <p>第 3 条 本社は、病院（診療所、介護老人保健施設、<u>介護医療院</u>）を経営し、科学的でかつ適正な医療（及び要介護者に対する看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等）を普及することを目的とする。</p>	<p>備考</p> <p>（略）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・病院、診療所、<u>介護老人保健施設</u> <u>又は介護医療院</u>のうち、開設する施設を掲げる。（以下、第 4 条、第 5 条、第 28 条第 3 項及び第 29 条第 5 項において同じ。）</li> <li>・<u>介護老人保健施設</u> <u>又は介護医療院</u>のみを開設する医療法人については、「本社は、介護老人保健施設（<u>又は介護医療院</u>）を経営し、要介護者</li> </ul>	<p>社団医療法人の定款例</p> <p>医療法人〇〇会定款</p> <p>第 1 章 名称及び事務所</p> <p>第 1 条～第 2 条 （略）</p> <p>第 2 章 目的及び事業</p> <p>第 3 条 本社は、病院（診療所、介護老人保健施設）を経営し、科学的でかつ適正な医療（及び要介護者に対する看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等）を普及することを目的とする。</p>	<p>備考</p> <p>（略）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・病院、診療所 <u>又は</u>介護老人保健施設のうち、開設する施設を掲げる。（以下、第 4 条、第 5 条、第 27 条第 3 項及び第 28 条第 5 項において同じ。）</li> <li>・<u>介護老人保健施設のみ</u>を開設する医療法人については、「本社は、介護老人保健施設を経営し、要介護者に対する看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等を普</li> </ul>

<p>第4条 本社の開設する病院（診療所、介護老人保健施設、<u>介護医療院</u>）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ○○病院 ○○県○○郡（市）○○町（村）</p> <p>(2) ○○診療所 ○○県○○郡（市）○○町（村）</p> <p>(3) ○○園 ○○県○○郡（市）○○町（村）</p> <p><u>(4) ○○介護医療院 ○○県○○郡（市）○○町（村）</u></p> <p>2 本社が○○市（町、村）から指定管理者として指定を受けて管理する病院（診療所、介護老人保健施設、<u>介護医療院</u>）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ○○病院 ○○県○○郡（市）○○町（村）</p> <p>(2) ○○診療所 ○○県○○郡（市）○○町（村）</p> <p>(3) ○○園 ○○県○○郡（市）○○町（村）</p> <p><u>(4) ○○介護医療院 ○○県○○郡（市）○○町（村）</u></p> <p>第5条 本社は、前条に掲げる病院（診療所、介護老人保健施設、<u>介護医療院</u>）を経営するほか、次の業務</p>	<p>に対する看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等を普及することを目的とする。」とする。</p> <p>・本項には、地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づいて行う指定管理者として管理する病院（診療所、介護老人保健施設、<u>介護医療院</u>）の名称及び開設場所を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。（以下、第28条第3項及び第29条第5項において同じ。）</p> <p>・本条には、医療法（昭和23年法律第205号。以下</p>	<p>第4条 本社の開設する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ○○病院 ○○県○○郡（市）○○町（村）</p> <p>(2) ○○診療所 ○○県○○郡（市）○○町（村）</p> <p>(3) ○○園 ○○県○○郡（市）○○町（村）</p> <p>2 本社が○○市（町、村）から指定管理者として指定を受けて管理する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ○○病院 ○○県○○郡（市）○○町（村）</p> <p>(2) ○○診療所 ○○県○○郡（市）○○町（村）</p> <p>(3) ○○園 ○○県○○郡（市）○○町（村）</p> <p>第5条 本社は、前条に掲げる病院（診療所、介護老人保健施設）を経営するほか、次の業務を行う。</p>	<p>及することを目的とする。」とする。</p> <p>・本項には、地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づいて行う指定管理者として管理する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。（以下、第27条第3項及び第28条第5項において同じ。）</p> <p>・本条には、医療法（昭和23年法律第205号。以下</p>
--	---	---	--

<p>を行う。</p> <p>〇〇看護師養成所の経営</p> <p>第3章 資産及び会計</p> <p>第6条～第11条 (略)</p> <p>第12条 1～2 (略)</p> <p>3 本社は、毎会計年度終了後3月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を〇〇県知事に届け出なければならない。</p> <p>第13条 (略)</p> <p>第4章～第5章 (略)</p> <p>第6章 役員</p> <p>第26条 (略)</p> <p>第27条 1～2 (略)</p> <p>3 本会社が開設(指定管理者として管理する場合を含</p>	<p>「法」という。)第42条各号の規定に基づいて行う附帯業務を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。</p> <p>(略)</p> <p>・2以上の都道府県の区域において病院、診療所、<u>介護老人保健施設又は介護医療院</u>を開設する医療法人については、主たる事務所の所在地の都道府県知事に届け出るものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>	<p>〇〇看護師養成所の経営</p> <p>第3章 資産及び会計</p> <p>第6条～第11条 (略)</p> <p>第12条 1～2 (略)</p> <p>3 本社は、毎会計年度終了後3月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を〇〇県知事に届け出なければならない。</p> <p>第13条 (略)</p> <p>第4章～第5章 (略)</p> <p>第6章 役員</p> <p>第26条 (略)</p> <p>第27条 1～2 (略)</p> <p>3 本会社が開設(指定管理者として管理する場合を含</p>	<p>「法」という。)第42条各号の規定に基づいて行う附帯業務を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。</p> <p>(略)</p> <p>・2以上の都道府県の区域において病院、診療所<u>又は</u>介護老人保健施設を開設する医療法人については、主たる事務所の所在地の都道府県知事に届け出るものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>
---	---	---	---

<p>む。)する病院(診療所、介護老人保健施設、<u>介護医療院</u>)の管理者は、必ず理事に加えなければならない。</p> <p>4～5 (略)</p> <p>第28条 1～4 (略)</p> <p>5 監事は、本社の理事又は職員(本社の開設する病院、診療所、<u>介護老人保健施設又は介護医療院</u>(指定管理者として管理する病院等を含む。)の管理者その他の職員を含む。)を兼ねてはならない。</p> <p>第29条～第33条 (略)</p>	<p>・病院、診療所、<u>介護老人保健施設又は介護医療院</u>を2以上開設する場合において、都道府県知事(2以上の都道府県の区域において病院、診療所、<u>介護老人保健施設又は介護医療院</u>を開設する医療法人については主たる事務所の所在地の都道府県知事)の認可を受けた場合は、管理者(指定管理者として管理する病院等の管理者を除く。)の一部を理事に加えなければならない。(法第46条の5第6項参照)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>	<p>む。)する病院(診療所、介護老人保健施設)の管理者は、必ず理事に加えなければならない。</p> <p>4～5 (略)</p> <p>第28条 1～4 (略)</p> <p>5 監事は、本社の理事又は職員(本社の開設する病院、診療所、<u>又は</u>介護老人保健施設(指定管理者として管理する病院等を含む。)の管理者その他の職員を含む。)を兼ねてはならない。</p> <p>第29条～第33条 (略)</p>	<p>・病院、診療所<u>又は</u>介護老人保健施設を2以上開設する場合において、都道府県知事(2以上の都道府県の区域において病院、診療所<u>又は</u>介護老人保健施設を開設する医療法人については主たる事務所の所在地の都道府県知事)の認可を受けた場合は、管理者(指定管理者として管理する病院等の管理者を除く。)の一部を理事に加えなければならない。(法第46条の5第6項参照)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>
---	---	---	---

第7章～第10章 (略)	(略)	第7章～第10章 (略)	(略)
附 則 (略)	(略)	附 則 (略)	(略)